株主等との対話に関する基本方針

当社は、株主との対話(面談)について、株主の希望、面談の主な関心事項等を総合的に判断し、合理的な範囲で、代表取締役社長、IR担当取締役、社長室、人事総務部の担当者が対応することを基本としております。

- 1. 当社は、代表取締役社長が株主との対話全般を統括し、株主との建設的な対話が実現するように目配りを行う役割を担うものとしております。
- 2. 株主との建設的な対話を促進するに当たっては、IR担当部門である社長室が中心となり、コンプライアンス室、経理部、人事総務部等と有機的に連携し、株主との対話に必要な情報を日常的に収集できる体制を構築しております。
- 3. 当社は、機関投資家との対話の手段として個別面談を重視しており、合理的な範囲に おいて、できる限り個別面談に対応すべく努めております。

個別面談以外の株主との対話の手段としては、決算説明会を年2回開催し、この内容をWebで配信している他、証券会社主催によるカンファレンスに参加し、海外投資家を含む機関投資家との対話に努めております。

個人投資家との対話については、株主総会での事業報告、質疑応答での経営陣との対話、また個人投資家向けイベントへの参加、株主通信の発行などにより、対話に努めております。

- 4. 対話において把握された株主の意見については、代表取締役社長、I R担当取締役が、 取締役会その他各種会議体においてフィードバックを行っており、当社の持続的な成長 と中長期的な企業価値向上への一助としております。
- 5. 株主との対話に際しては、内部情報管理及び機密管理に関する社内規則等に定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理するとともに、公平な情報開示に努めております。